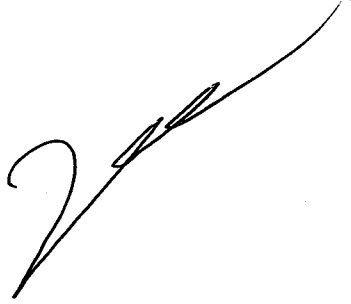

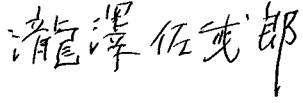


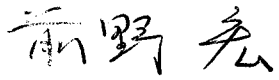
徳洲会グループ  
研究の実施に関する規程

西暦 2015年3月31日

法人名	法人の代表者	署名又は捺印
医療法人 徳洲会 特定医療法人 沖縄徳洲会 医療法人 静仁会 社会医療法人社団 木下会 社会医療法人 鹿児島愛心会 医療法人 三重愛心会 医療法人 奈良愛心会 医療法人 鳥取愛心会 医療法人 愛心会(京都) 医療法人 正和会	理事長 鈴木 隆夫	

法人名	法人の代表者	署名又は捺印
埼玉医療生活 協同組合 社会福祉法人 函館共愛会 医療法人 茨城愛心会	理事長 福島 安義	

法人名	法人の代表者	署名又は捺印
医療法人社団 山形愛心会 医療法人 秋田愛心会	理事長 瀧澤 佐武郎	

法人名	法人の代表者	署名又は捺印
札幌医療生活協同組合	理事長 前野 宏	

## 第1条 目的及び適用範囲

- 1 本規程は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に基づき、研究の実施に必要な事項を定めるものである。
- 2 本規程は、当該法人下の医療機関等に対し適用する。

## 第2条 研究機関の長の「権限又は事務」の院長への委任

- 1 研究機関の長（研究を実施する法人の代表者）は、以下に示す「権限又は事務」について、該当する法人の院長に対し本規程をもって委任する。
  - 1) 研究に対する総括的な監督
  - 2) 研究の実施のための体制・規程の整備等
  - 3) 研究の許可等
- 2 なお、研究についての最終責任は研究機関の長が負うものとする。

## 第3条 院長の責務

- 1 院長は、研究機関の長から委任された第 2 条第 1 項に示す「権限又は事務」を適切に実行するとともに、適用する倫理指針及びガイダンス等に従い、適正に研究が実施されるようにしなければならない。
- 2 研究機関の長から委任された「権限又は事務」に関して、また研究の実施に際し重大な問題が生じた場合、速やかに研究機関の長に報告しなければならない。
- 3 本規程の適用外となる研究及び検討を要する医療行為等に関する最終責任は従前のおりとする。

## 第4条 施行日

- 1 本規程は、2015 年 4 月 1 日から施行するものとする。

(以下、余白)